

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 保健事業課 担当者名 齋藤 電 話 671-2454
----------	---------	-----	---------------------------------------

設 計 書

1 委 託 名 改正健康増進法周知啓発に係る交通広告掲出等業務委託

2 履 行 場 所 健康福祉局保健事業課が指定する場所（横浜市内）

3 履行期間 期間
又は期限 期限 令和2年3月31日

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 「委託契約約款」による

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (5回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____ . -
内 訳	業 務 価 格	¥ _____ . -
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____ . -

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
横浜市営地下鉄ホームドア広告掲出 (横浜駅及び新横浜駅のうちから委託者の指定する1駅以内)	広告掲出費	(12)	枚			
	制作費	(12)	枚			
	取付・撤去・その他諸経費	(1)	件			
横浜市営地下鉄ホームドア広告掲出 (上記2駅を除く30駅のうち委託者の指定する3駅以内)	広告料	(36)	枚			
	制作費	(36)	枚			
	取付・撤去・その他諸経費	(3)	件			
市内路線バスまど上広告 (相鉄バス)	広告掲出費	1	件			
市内路線バスまど上広告 (京浜急行バス)	広告掲出費	1	件			
市内路線バスまど上広告 (神奈川中央交通バス)	広告掲出費	1	件			
市内路線バスまど上広告 (東急バス)	広告掲出費	1	件			
小計					()	
消費税					()	
合計					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

仕様書

1 件名

改正健康増進法周知啓発に係る交通広告掲出等業務委託

2 趣旨

令和2年4月1日の改正健康増進法全面施行に向けて、改正法に関する周知啓発を行い、市域における受動喫煙防止の機運を高めるため、交通広告を活用した広報を実施します。

3 履行期限

令和2年3月31日（火）

4 履行場所

健康福祉局保健事業課が指定する場所（横浜市内）

5 業務内容

(1) 横浜市営地下鉄ブルーラインホームドア広告掲出

ア 対象駅

横浜駅及び新横浜駅のうちから委託者の指定する1駅以内、左記2駅を除く30駅のうち委託者の指定する3駅以内

イ 掲示枚数

上り下りホームに6枚ずつの各駅12枚

ウ 掲出期間

各駅2週間

令和2年3月1日（日）から3月31日（火）のうち、委託者の指定する2週間

エ 必要となる作業等

(ア) 施工用のシート（B1サイズ）等の作成及び取り付け・撤去作業

(イ) シートを用意する段階で、実際に使用するシートと同素材もしくは類似素材のシート（サイズは縮小版可）での校正

オ その他

(ア) シートの具体的な掲出場所については、保健事業課の指示に従うこと。

(イ) シートデザインの版下データについては、契約締結後、保健事業課から提供する。

(ウ) 撤去作業については、横浜市交通局及び保健事業課と協議のうえ、速やかに行うこと。

(エ) 提出対象駅の広告枠の仮予約については、保健事業課から行うこととするが、最終的な確定時期は令和2年1月20日（日）以降を予定している。

(2) 市内路線バスまど上広告掲出

ア 対象路線

(ア) 相鉄バス：横浜、旭営業所に所属する全車両（各1枚）

- (イ) 京浜急行バス：横浜エリアに所属する全車両（各1枚）
- (ウ) 神奈川中央交通バス：横浜、舞岡、戸塚、中山営業所に所属する全車両（各1枚）
- (エ) 東急バス：青葉台、虹ヶ丘、東山田、新羽営業所に所属する全車両（各1枚）

イ 掲出期間

各路線1週間

令和2年3月1日（日）から3月31日（火）のうちの1週間

ウ その他

- (ア) 掲出対象路線の広告枠の予約については、契約決定後に受託者が行うこと。具体的な日程については、委託者と協議の上、決定すること。
- (イ) 掲出するポスターの配置等について相談に応じ、各交通事業者の規定に従って取り付けを行うこと。
- (ウ) 撤去作業については、各交通事業者及び保健事業課と協議のうえ、速やかに行うこと。
- (エ) 路線バスに掲出するポスターについては、契約決定後、保健事業課から提供する。

6 納品物

- (1) ホームドア広告については、サイズを縮小し、紙出力したものを1部納品すること。
- (2) 各媒体について、それぞれの掲出作業終了時に掲出状況がわかる写真（広告を掲載した電車車内、ホームドア）のデジタルデータを保健事業課に納品し、確認を受けること。
- (3) 保健事業課の指示に従い、履行期限内に広告掲出実施についての報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 契約決定後速やかに、広告料、制作・取り付け費等を明らかにした内訳書を提出すること。
- (2) 契約決定後に実施する必要な打合せ等に参加すること。
- (3) 業務内容の詳細や成果品の体裁等については、保健事業課の指示に従うこと。
- (4) デザインデータはイラストレーターデータもしくはJPG等データで提供する。
- (5) 数量等に変更が生じた場合は、保健事業課の指示に従い、速やかに契約変更や作業等を行うなど、対応すること。
- (6) 取り付け及び撤去作業等を行ったことにより、地下鉄及び駅施設等に損傷等が起きた場合は、受託業者の責任において、修繕を行うこと。
- (7) この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

【担当】 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課
柏原、齋藤
電話：045（671）2454 FAX：045（663）4469